

# 東京都歯科保健推進計画

## 「いい歯東京」

第一次改定 | 令和6年3月



一人ひとりと生きるまち。



東京都

# いつまでもおいしく食べ、 笑顔で人生を過ごすために

人生100年時代を迎え、誰もがいつまでも元気で健康的に暮らすためには、日常的な会話や十分な食事・運動が不可欠であり、「歯と口の健康」が非常に重要な役割を果たします。

これまで都は、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた口腔ケアの実施やかかりつけ歯科医を持つことの重要性に関する普及啓発、障害者の口腔健康管理や在宅歯科医療に対応する歯科医師・歯科衛生士の育成等に取り組んでまいりました。

その結果、8020を達成した都民の割合や各年代におけるむし歯（う蝕）のない者の割合、喪失歯のない者の割合等、多くの指標において、目標の達成や改善を図ることができました。

一方で、30歳代以降に発症することが多い歯周病を持つ者の割合や障害者に対応する歯科診療所の割合等、一部の指標では引き続き取組が必要であるほか、令和6年能登半島地震の発生でその重要性が改めて認識された災害時の歯科保健医療活動等、対応すべき課題も生じています。

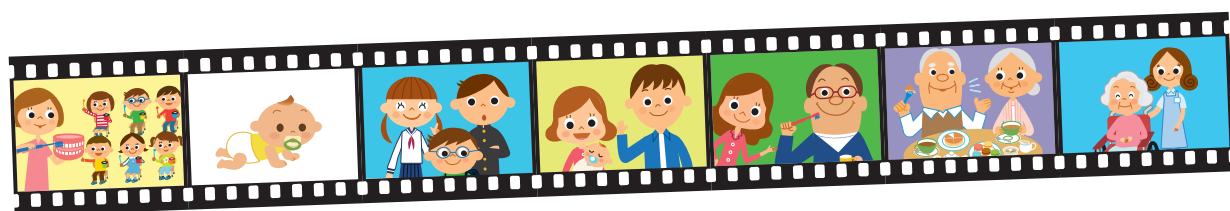
今回の改定では、前計画に引き続き「いつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること」を都民の目指す姿とし、都民一人ひとりが実践する3つの取組（セルフケア・プロフェッショナルケア・コミュニティケア）を示しています。また、この3つの取組を進める計画の4本の柱を継承しながら、重点事項として「健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進」を新たに位置付けていきます。

都民の皆様がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができるよう、本計画の下、区市町村、教育・保育関係者、歯科医療関係者、関係団体、保険者・事業者等と連携し、都民の歯と口の健康づくりの取組を推進してまいります。

皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

保健医療局長 雲田 孝司



# 目次

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画の考え方

- (1) 計画改定までの経緯 . . . . . 1
- (2) 計画の趣旨 . . . . . 1

### 2 計画の4本の柱と重点事項

- (1) 4本の柱 . . . . . 7
- (2) 重点事項 . . . . . 8

### 3 計画の位置付け . . . . . 9

### 4 計画の期間 . . . . . 9

## 第2章 都民の歯と口の健康づくりの推進

### 1 ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進

- (1) 乳幼児期（0歳～5歳（就学前）） . . . . . 10
- (2) 学齢期（6歳～17歳） . . . . . 16
- (3) 成人期（18歳～64歳） . . . . . 21
- (4) 高齢期（65歳以上） . . . . . 27

### 2 かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進

- (1) かかりつけ歯科医 . . . . . 33
- (2) 医科歯科連携 . . . . . 39

### 3 地域で支える障害者歯科保健医療の推進 . . . . . 42

### 4 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進 . . . . . 47

### 5 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療体制の推進 . . . . . 52

## 第3章 計画の推進

### 1 各主体の役割

(1) 都民	54
(2) 東京都	54
(3) 区市町村	54
(4) 教育・保育関係者	54
(5) 歯科医療関係者	55
(6) 関係団体	55
(7) 保険者・事業者	55

2 計画の推進体制	55
-----------	----

## 第4章 参考資料

### 1 策定の経緯

(1) 東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第一次改定)の検討過程	56
(2) 東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱及び委員名簿	57
(3) 東京都歯科保健推進計画検討評価部会設置要綱及び委員名簿	60
(4) 歯科口腔保健の推進に関する法律	63
(5) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項	65

2 用語解説	74
--------	----

### 3 基礎データ

(1) 医療資源	85
(2) 口腔内の状況	92

4 東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第一次改定)指標一覧	102
---------------------------------	-----

右肩に※がある語句は、巻末の用語解説にて紹介しています。  
(例)「う蝕※」

## 1. 計画の考え方

### (1) 計画策定までの経緯

- 都は、平成元（1989）年に「歯科保健対策検討委員会」を設置し、都民の生涯を通じた歯と口腔<sup>\*</sup>の健康づくりを推進するための取組を開始しました。
- 同年、厚生省（当時）と日本歯科医師会は、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという「8020運動<sup>\*</sup>」を提唱し、むし歯（う蝕<sup>\*</sup>）、歯周病<sup>\*</sup>等歯科疾患<sup>\*</sup>の予防を進め、自分の歯・口で噛める口腔機能<sup>\*</sup>を維持し、生涯にわたって生活の質の向上を目指す健康づくり運動を開始しました。
- こうした中、都は、平成3（1991）年に「歯科保健目標（西暦2000年の到達目標）」を策定し、平成5（1993）年には、それを盛り込んだ計画として「東京都歯科保健推進計画（西暦2000年の歯科保健目標）」を策定しました。
- 平成12（1999）年には、それまでの取組を踏まえ、「西暦2010年の歯科保健目標」を策定しました。
- 平成23（2011）年には、都道府県が、地域の状況に応じて歯科口腔保健の実施のための基礎的事項を定めることとされた「歯科口腔保健の推進に関する法律<sup>\*</sup>」（以下「歯科口腔保健法」という。）の施行に先立ち、都は、「東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」」を策定しました。
- 平成30（2018）年には、「東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」」を策定し、都民が目指すべき姿の実現に向け、都民一人ひとりが実践する3つの取組を示すとともに、この取組を進めるため、4本の柱を掲げ、乳幼児期<sup>\*</sup>から高齢期<sup>\*</sup>まで、生涯にわたる歯と口の健康づくりを進めています。

### (2) 計画の趣旨

- 「東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」」は策定から6年が経過し、計画期間が終了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項<sup>\*</sup>」の改定等を踏まえて、都の歯科保健医療対策をさらに推進するため、改定することとしました。
- 生涯にわたる歯と口の健康が、日々の生活の質の向上に寄与するとともに、全身の健康と深く関わっていることが示されていることから、歯科疾患の予防や口腔機能の維持・向上の取組を一層進めていくことが求められています。

- そのためには、まず、都民自らが、日常生活において、歯科疾患の予防や口腔機能の維持・向上等に取り組むことが重要です。
- 都民が、生涯にわたり歯と口の健康を維持することで、健康寿命<sup>※</sup>の延伸や都民一人ひとりの生活の質の向上を図ることができます。
- そのため、本計画では、都民の目指す姿について、生涯にわたる歯と口の健康づくりを進めるため、「都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること」を引き続き掲げていきます。
- また、都民が実践する3つの取組として、「日常的に自ら口腔ケアに取り組む（セルフケア<sup>※</sup>）」、「かかりつけ歯科医<sup>※</sup>を持ち、定期的に保健指導や歯科健診<sup>※</sup>、予防処置を受ける（プロフェッショナルケア<sup>※</sup>）」、「区市町村、学校、職場等において歯科健診や健康教育等を受ける（コミュニティケア<sup>※</sup>）」を示していきます。

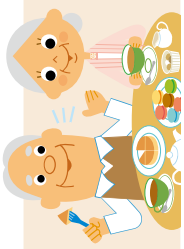
## 都民が実践する3つの取組



- 都は、都民が実践する3つの取組の実現に向けて、第一次計画で掲げた4本の柱である、
  1. ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進
  2. かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携<sup>※</sup>の推進
  3. 地域で支える障害者歯科保健医療の推進
  4. 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療<sup>※</sup>体制の推進
 について、これまでの取組の成果や、現状・課題を踏まえつつ、引き続き柱として位置付けて、取組の方向性と目指すべき指標を示しています。
- そして、都民の健康寿命の延伸及び健康格差<sup>※</sup>の縮小を目指し、都、区市町村、教育・保育関係者、歯科医療関係者、関係団体、保険者・事業者等が、地域の実情を踏まえながら、それぞれの役割の下、連携することにより、社会全体として、誰一人取り残すことがないよう、ライフコースアプローチ<sup>※</sup>に基づく歯科口腔保健の推進に向けた取組を進めていきます。
- さらに、地震や風水害等の災害時における都民の歯と口の健康被害を軽減するための体制整備など、対応すべき課題も生じていることから、「健康危機<sup>※</sup>（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進」を重点事項に位置付けます。

# 「いい歯東京」における都民の目指す姿と計画の柱

都民の  
目指す姿



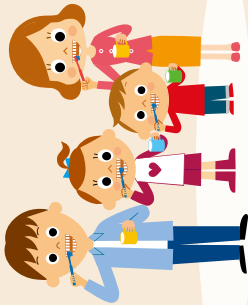
都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること

## コミュニティケア



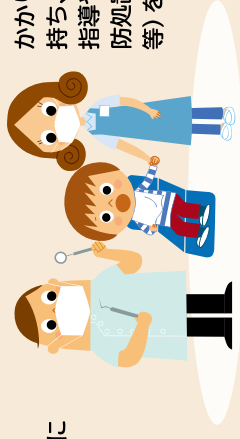
区市町村、学校、  
職場等において  
歯科健診や健康  
教育等を受ける

## セルフケア



日常的に  
自ら口腔ケアに  
取り組む

## プロフェッショナルケア



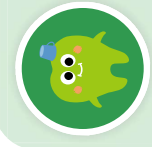
かかりつけ歯科医を  
持ち、定期的に保健  
指導や歯科健診、予  
防処置（フッ化物塗布  
等）を受ける

都民が  
実践する  
3つの取組



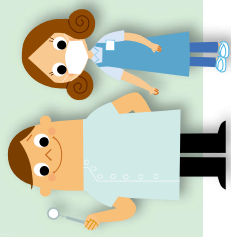
柱1

ライフステージに応じた  
歯と口の健康づくり  
の推進



柱2

かかりつけ歯科医での  
予防管理の定着・  
医科歯科連携の推進



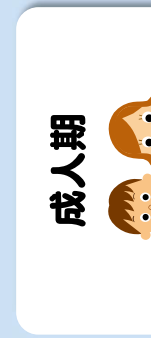
乳幼児期

う蝕の予防  
口腔機能の獲得



学齢期

う蝕・歯肉炎の予防



成人期

歯周病の予防



高齢期

口腔機能の  
維持・向上



柱3

地域で支える  
障害者歯科保健医療  
の推進

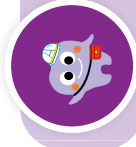


柱4

在宅療養者の  
QOLを支える  
在宅歯科医療体制の推進



+



重点事項

健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進





## 柱1 ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進

### 現状・課題

- 乳歯が生え、食べる機能を獲得する時期
- 乳歯はむし歯（う蝕）になりやすいため、保護者の仕上げみがきや定期的な予防処置が大切な時期
- 多数のむし歯（う蝕）がある場合は、育児環境等に問題があることも考えられる

- 乳歯から永久歯への生えかわる時期
- 進学等によりライフスタイルが変化する時期であり、むし歯（う蝕）や歯周病の予防と生活習慣の改善に自ら取り組み習慣を身に付ける必要
- 歯や口には、生活する上で重要な機能があることを学び、実感することができる大切な時期

- 歯周病の増加と悪化が進む時期
- 自ら行う口腔ケアと定期的な歯科健診や予防処置が大切な時期
- 青年期（18歳-30歳）は、他の年代と比較して、定期的にかかりつけ歯科医を受診する方が少ない

- 歯の喪失が進み、口腔機能が低下する時期
- フレイル予防のために、口腔機能（食べる、話す、笑う）を十分に使い、口腔ケアを継続することが大切な時期
- 口腔機能の衰え（オーラルフレイル）に早めに気づき、対処することが大切

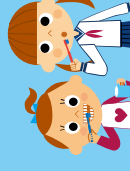
### 乳幼児期

0-5歳



### 学齢期

6-17歳



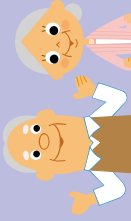
### 成人期

18-64歳



### 高齢期

65歳以上



### 取組

- むし歯（う蝕）予防と口腔機能の獲得への支援
- フッ化物配合歯磨剤の効果や砂糖の摂り方を啓発
- 多数のむし歯（う蝕）のある子供や保護者に対する支援

- むし歯（う蝕）や歯周病の予防とともに、口腔機能や食育に着目した支援
- フッ化物配合歯磨剤やフッ化物歯面塗布、甘味飲料の摂り方等を啓発
- 口腔ケアや生活習慣の重要性を啓発
- 定期的な歯科健診や予防処置の重要性を啓発

- 口腔ケアの知識や歯周病予防の大切さ、かかりつけ歯科医を持ち、定期的を受診する意義等を普及啓発
- 特に青年期（18-30歳）は本人に加え、学校や企業側の意識や行動変容を促進
- 全身の健康と歯周病との深い関わり等を啓発

- 高齢期の歯や口の特徴を踏まえたむし歯（う蝕）や歯周病の予防を啓発
- 口腔ケアや歯科健診の受診、口腔機能の維持・向上の取組、適切な栄養摂取の必要性を啓発
- 生涯を通じて食事や会話を楽しむことができる口腔機能の維持を支援

### 指標

4本以上のむし歯（う蝕）のある者の割合

3歳児 1.33% ⇒ 減少

3歳児 61.2% ⇒ 増加

ゆっくりにくむ習慣づけをしている者の割合

むし歯（う蝕）のない者の割合

12歳 73.4% ⇒ 80.0%

むし歯（う蝕）のない者の割合

17歳 55.9% ⇒ 60.0%

歯肉に炎症所見のある者の割合

17歳 22.9% ⇒ 20.0%

喪失歯のない者の割合

35~44歳 70.8% ⇒ 75.0%

進行した歯周病を有する者の割合

40~49歳 43.5% ⇒ 35.0%

何でもかんで食べることができる者の割合

50~64歳 83.1% ⇒ 増加

何でもかんで食べることができる者の割合

65~74歳 78.1% ⇒ 増加

8020を達成した者の割合

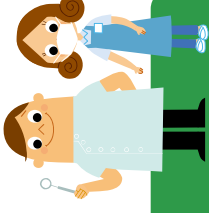
75~84歳 61.5% ⇒ 65.0%





## 柱②

# かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進



### 現状・課題

- 生涯を通じて都民が自ら口腔ケアに取り組み、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受けることが必要
- 糖尿病や喫煙、心疾患、脳梗塞、早産・低体重児出産など全身の健康は歯周病と深い関わりがあり、糖尿病などの疾患がある方の治療には医科と歯科が連携して取り組むことが必要
- 口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防や周術期における口腔内合併症の予防・軽減につながる等、医科と歯科との連携が肺炎予防や合併症予防には効果的
- 地域で周術期口腔機能管理に対応することができ、かかりつけ歯科医を増やしていくことが必要

### 取組

- かかりつけ歯科医の機能を正しく理解し、生涯を通じて口腔ケアに取り組みとともに、かかりつけ歯科医で定期的に歯科健診や予防処置を受けるよう啓発
- 糖尿病等の疾患がある方や在宅療養者の治療に医科と連携して取り組む歯科医療機関を増やす
- 周術期口腔機能管理に取り組む歯科医師等を育成するとともに、病院と歯科診療所との連携を推進
- 摂食嚥下機能を支える人材の育成や多職種連携によるチーム医療を推進

### 指標

かかりつけ歯科医で定期健診又は予防処置を受けている者の割合

**3 歳児** 50.0% ⇒ **60.0%**

かかりつけ歯科医で定期健診又は予防処置を受けている者の割合

**12 歳** 58.8% ⇒ **65.0%**

かかりつけ歯科医で定期健診又は予防処置を受けている者の割合

**18～30 歳** 69.7% ⇒ **増加**

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の届出医療機関数

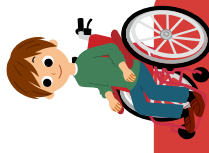
1,222 件 ⇒ **増加**

周術期口腔機能管理料（Ⅰ）～（Ⅲ）の算定件数

99,029 件 ⇒ **増加**

## 柱③

# 地域で支える障害者歯科保健医療の推進



### 現状・課題

- 自ら十分な口腔ケアができない場合、保護者や介護者による口腔ケアとともに、かかりつけ歯科医での定期的な歯科健診や予防処置が重要
- 地域で定期的・継続的に口腔健康管理が受けられるとともに、地域で対応が難しい方は、専門的な医療機関を受診できるような体制づくりが必要

### 取組

- 身近な地域で定期的・継続的な口腔健康管理を行うかかりつけ歯科医の育成・確保
- 障害者が身近な地域のかかりつけ歯科医を受診しながら、必要な時に地域で専門的な歯科医療を受けることができるよう地域の実情を踏まえた障害者歯科医療体制の整備・充実を推進

### 指標

障害者施設利用者のうち、かかりつけ歯科医で定期的に歯科健診を受けている者の割合（医療型障害児入所施設を除く）

55.7% ⇒ **90.0%**

障害者に対応する歯科診療所の割合

37.4% ⇒ **50.0%**

障害者施設利用者のうち、歯や口の状態で困っている者の割合

37.2% ⇒ **減少**



## 柱4

# 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進



### 現状・課題

- 口腔内が不衛生になることや口腔機能の低下により誤嚥性肺炎等を起こしやすい
- 摂食嚥下機能の低下を防ぎ、歯と口の健康を保つことでQOLを維持・向上することが大切
- 周りで支える家族や医療職・介護職等の多職種の間と連携により、対応していくことが重要

### 取組

- 在宅歯科医療に携わる歯科医師等の育成や在宅歯科医療に必要な医療機器の整備に係る支援等を実施
- 在宅療養を支える多職種や在宅療養者の家族に対し、日常的な口腔ケアの大切さや口腔ケアに必要な知識を普及啓発

### 指標

- 在宅医療サービスを実施している歯科診療所の割合  
24.6% ⇒ **35.0%**
- 在宅療養支援歯科診療所1及び2の届出医療機関数  
672件 ⇒ **増加**
- 歯科訪問診療料の算定件数  
2,179,940件 ⇒ **増加**

## 重点事項

# 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進



### 現状・課題

- 災害発生時に二次的な健康被害（口腔清掃不良や口腔機能の低下により生じる誤嚥性肺炎の発症等）を防ぐため、口の中を清潔に保つことが重要
- 避難生活の長期化により身体活動や口腔機能の低下が生じるため、口腔衛生や口腔機能の維持・向上の取組（歯科保健活動）が必要

### 取組

- 都の災害時歯科医療救護活動ガイドラインを改定し、避難生活に係る歯科保健活動の内容を充実
- 区市町村における災害時の歯科保健医療体制の整備に向けた取組を促進
- 口腔衛生用品については、区市町村の対応を促すとともに、都民による備蓄の必要性を啓発

### 参考指標

- 災害時の歯科保健医療活動に関するマニュアルを整備している区市町村の数  
11自治体 ⇒ **全自治体**

## 2 計画の4本の柱と重点事項

### (1) 4本の柱

- 「東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第一次改定)」では、都民の目指す姿の実現に向けた計画の4本の柱を掲げています。



#### ① ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進

- 都民それぞれのライフコースに沿った歯と口の健康づくりを進めるため、乳幼児期、学齢期<sup>\*</sup>、成人期<sup>\*</sup>及び高齢期の全てのライフステージ<sup>\*</sup>を通じた横断的な取組の方向性と指標を示し、ライフステージの特徴に応じた歯と口の健康づくりについて啓発するとともに、ライフコースアプローチを踏まえた取組を行います。
- 生涯を通じた歯と口の健康を維持するために、都民自ら行う口腔ケアやかかりつけ歯科医での定期健診や予防処置によるむし歯(う蝕)や歯周病予防の意義について普及啓発していきます。
- 特に青年期(18歳～30歳)は、学齢期からライフスタイルが変化し、学校歯科医<sup>\*</sup>による指導の機会が無くなるなど、むし歯(う蝕)や歯周病のリスクが高まる傾向にあります。本人に対して歯や口の健康への関心を高める取組を行うだけでなく、学校や職場等、様々な対象へのアプローチにより普及啓発を実施していきます。



#### ② かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進

- かかりつけ歯科医の機能を正しく理解し、自ら口腔ケアに取り組むとともに、全てのライフステージを通じて、定期的に歯科健診や予防処置(フッ化物歯面塗布<sup>\*</sup>等)を受け、生涯を通じて食べる楽しみを維持する都民を増やしていきます。
- 医科と連携して、歯周疾患との関連が指摘される糖尿病<sup>\*</sup>をはじめとする生活習慣病<sup>\*</sup>などの疾患のある方や、周術期口腔機能管理<sup>\*</sup>が必要な方、在宅療養者の歯科治療等に取り組む医療機関を増やし、医科歯科連携体制の充実を図っていきます。

#### かかりつけ歯科医が果たす機能

定期的・継続的に  
**口腔衛生管理**を  
してくれる

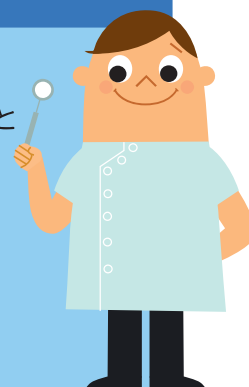
- 保健指導
- 歯科健診
- 予防処置  
など

必要に応じて  
**口腔機能管理**を  
してくれる

- むし歯・歯周病の治療
- 義歯の調整
- 口腔機能の発達支援  
など

必要に応じて  
**医療・介護の仲介者**と  
なってくれる

- 病院紹介
- 医科歯科連携
- 医療・介護の連携  
など





### ③ 地域で支える障害者歯科保健医療の推進

- 障害者が身近な地域で定期的・継続的に口腔健康管理<sup>※</sup>を受けられるよう、東京都立心身障害者口腔保健センター<sup>※</sup>において各種研修会を実施し、障害者歯科保健医療に携わるかかりつけ歯科医を育成することなどにより、障害者に対応する歯科診療所を確保していきます。
- 障害の状態等により、身近な地域の歯科診療所での治療等が困難な患者が、全身管理<sup>※</sup>下で歯科治療等を受けることができるよう、専門的な医療機関の受入体制の拡充等に向けた支援や、障害者に対応する地域の歯科診療所と専門的な医療機関との役割分担・連携に向けた取組を進めていきます。



### ④ 在宅療養者の QOL を支える在宅歯科医療体制の推進

- 在宅療養者<sup>※</sup>への歯科医療提供体制を充実させるため、在宅歯科医療に携わる歯科医師等を育成するとともに、在宅歯科医療に必要な医療機器の整備に係る支援等を実施していきます。
- 在宅療養者の口腔機能の維持・向上を図るため、在宅療養を支える多職種や在宅療養者の家族に対して、日常的な口腔ケアの大切さや口腔ケアに必要な知識について普及啓発していきます。

## (2) 重点事項



### 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進

- 平成 29（2017）年に策定した都の災害時歯科医療救護活動ガイドラインを改定し、歯科保健活動に関する内容を充実するとともに、平時から関係部署や関係団体等と連携して、災害時の歯科保健医療体制の整備を推進する人材の育成支援等により、区市町村における災害時の歯科保健医療活動の取組を促していきます。
- 災害発生直後に不足しがちな口腔衛生用品について、区市町村による備蓄等の対応を促すとともに、都民に対しては、平時から防災用に備蓄しておくことの必要性を普及啓発していきます。



### 3 計画の位置付け

- 本計画は、歯科口腔保健法第13条に定める方針、目標、計画等の基本的事項を盛り込んだ都道府県計画です。
- 「東京都保健医療計画」をはじめとする他の関連分野における計画との整合性を図りながら、歯科保健医療対策を推進するものです。

### 4 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6か年を対象とします。
- 都における歯科保健医療に関する状況の変化や、取組に関する評価等を踏まえ、必要があるときは6年以内に再検討を行い、変更するものとします。